

悪臭防止法第三条に規定する規制地域及び同法第四条に規定する規制基準を次のように定める。

平成24年4月1日

みどり市長 石原

条



悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び
同法第四条に規定する規制基準の設定

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条に規定する規制地域を次の1のとおり指定し、及び法第4条に規定する規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 規制地域

区域の区分	区域名
指数21区域	市域全域

注 規制地域の図面は、みどり市市民部生活環境課に備え置き縦覧に供する。
2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準

区域の区分	臭気指数
指数21区域	21

(2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気指数の規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。